第明治三十五種郵便物認可
令和３年６月11日　金曜日　官　報　（号外政府調達第108号）　（２分冊の１）
１

官報

編集・印刷　独立行政法人国立印刷局

政府調達公告版

目次

入札公告
入札公告　1
入札公告の変更　64
入札公告の訂正　64
入札公告（建設工事）　65

資格
競争参加者の資格に関する公示　70
競争参加者の資格の再認定に関する公示　70

招請
資料提供招請に関する公表　72
意見招請に関する公示　74

随意契約
随意契約に関する公示　78

落札
落札者等の公示　79

この政府調達公告版に掲載される入札公告、入札公示及び落札者等の公示は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を含みます。

入札公告

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和３年６月11日
分任支出負担行為担当官　沖縄総合事務局
那覇港湾・空港整備事務所長　嶋倉　康夫
◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47
１　業務概要
⑴　業務名　令和３年度那覇空港施設実施設計業務（電子入札対象案件）
⑵　業務内容　本業務は、那覇空港の誘導路改良実施設計を行うものであり、合わせて必要となる測量及び解体調査を実施するものである。
主な業務内容は以下のとおりである。
［設計］
・誘導路改良設計　１式
・設計協議　１式
・成果物　１式
［測量］
・空港施設測量　１式
［調査］
・解体調査　１式
・試料採取　１式
・解析等調査　１式
⑶　履行期間　契約締結の翌日から令和４年３月31日まで
⑷　本業務は、技術提案を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、本業務の予定価格が100万円を超える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。なお、予定価格が100万円を超え1,000万円以下の業務においては、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条に基づく調査基準価格の算定式に準じて算定した価格を設定するものとする。
⑸　本業務は資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
⑹　本業務は、競争参加資格を有すると認められたものに対し、見積参考資料を開示する試行業務である。
⑺　本業務は、40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下、「技術指導者」という。）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。
なお、技術指導者の配置については、参加表明書の提出者が選択できるものとする。
２　指名されるために必要な要件
入札参加者は、２－１に掲げる資格を満たしている単体企業又は２－２に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。
２－１　単体企業
⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　沖縄総合事務局における令和３・４年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。なお、申請中の場合は開札の時までに上記一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていなければならない（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑷　参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から土木関係建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
⑸　本業務に係る申込者は、別途発注済みの「令和３年度管内技術審査補助業務（受託者：（一財）港湾空港総合技術センター）」、「令和３年度那覇空港発注補助業務（受託者：（一財）港湾空港総合技術センター）」、「令和２年度那覇空港品質監視等補助業務（受託者：（一財）港湾空港総合技術センター）」及び「令和３年度那覇空港監督補助業務（受託者：㈱レキオコンサルタント）」の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。また、上記業務における担当技術者の出向元又は派遣元及び出向元又は派遣元と資本面、人事面において関連がある者でないこと。
⑹　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注業務等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑺　情報保全に係る履行体制が適切であること。なお、その判断は以下による。本業務における情報保全に係る履行体制に関する資料「情報取扱者名簿及び情報管理体制図（参加表明書添付（別紙３））」を参加表明書と併せて発注者に提出すること。
２－２　設計共同体
⑴　２－１に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和３年６月11日付内閣府沖縄総合事務局開発建設部長公示）に示すところにより沖縄総合事務局開発建設部長から令和３年度那覇空港施設実施設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の決定を受けている者であること。
⑵　各構成員は実施する分担業務に応じて１名以上の担当技術者を配置できること。また、代表者たる構成員は、管理技術者１名を配置するものとする。
⑶　業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。